

議案第95号

財産（土地・建物）の貸付について

次のとおり、町有財産（土地・建物）を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

1 貸付財産

(1) 土地

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜 1 3 5 0 番地

地 目 学校用地

面 積 8, 5 3 9. 4 4 m²のうち 2 1 0. 9 2 m²

貸付料 1 8, 1 9 1 円 (年額)

(2) 建 物

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬二ノ下浜 1 3 5 0 番地

区 分 研修室棟 (鉄筋コンクリート)

面 積 3, 2 2 1. 4 1 m²のうち 2 1 0. 9 2 m²

貸付料 無 償

2 貸付の目的

隣接する旧羽合学校給食センターにおいて地域産物の加工等に取り組むいなか食品株式会社に貸し付けることにより、町内企業の振興及び地域産物の利用拡大による地域活性化を図ることを目的とする。

3 貸付の相手方

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1 3 5 0 番地

いなか食品株式会社 代表取締役 森 貴洋

4 貸付の期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日 (7 年間)